

「香害」および「化学物質過敏症」対策に向けた要望書

令和8年4月15日

豊橋市教育委員会 教育長 原田 憲一 様
教育部保健給食課 課長 佐藤 隆 様

香害をなくすみんなの会 豊橋

日頃より子どもたちが安心して学び、友人や教職員と豊かにかわり合えるよう、ご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

本市におきましては、令和5年に「香害および化学物質過敏症（以下、CS）」の周知ポスターを各校へ通知いただいたほか、給食エプロンの個人持ち化をいち早く実現していただきました。当事者のみならず、多くの子どもたちの健康を守るための迅速なご対応に、厚く御礼申し上げます。

昨今、香料入り洗剤や柔軟剤などの生活用品に含まれる化学物質により、頭痛、吐き気、倦怠感、動悸、呼吸困難といった体調不良を訴える事例が全国的に相次いでいます。なかには救急搬送に至る深刻なケースも報告されており、看過できない社会問題となっています。

（※1）

特に近年は、抗菌・消臭成分を配合した製品による「香害」が顕著であり、全国の潜在的な患者数は100万人を超えたと推計されています。これらの化学物質への接触は化学物質過敏症を発症させる大きな要因の一つとして指摘されています。

身体の成長過程にある子どもたちにとって、日常的な化学物質への曝露は、将来的な健康障害を招くリスクを孕んでいます。学校は子どもたちが一日の大半を過ごす場所であり、その室内空気環境を安全に保つことは、教育機会の平等を保障する観点からも極めて重要です。つきましては、先行して実施いただいた対策をさらに一歩進め、子どもの健康被害を未然に防ぐため、以下の通り学校環境における室内空気環境の予防対応（香害・化学物質対策）の導入を強く要望いたします。

【豊橋市の現状】

本市においては、ポスター「その香り困っている人もいます」の各校への掲示や、公式ホームページでの化学物質過敏症（CS）の周知など、啓発活動に積極的に取り組んでいただいております。行政によるこうした情報発信は、当事者にとって大きな支えとなっております。

しかしながら、教育現場の現状に目を向けますと、「香害」や「CS」という言葉や概念そのものが、依然として多くの教職員や保護者に正しく浸透しているとは言い難い状況にあります。

ポスターの掲示等による「周知」は進んでいるものの、それが具体的な「使用製品の見直し」や「配慮の徹底」といった実効性のある行動改善には結びついておらず、結果として症状に苦しむ子どもたちが学びの場を奪われかねない状況が続いております。

単なる「周知」に留まらず、教育活動の一環として「なぜ対策が必要なのか」という理解を深め、実効性のある予防対応を組織的に導入することが、今まさに求められています。

【要望の理由】

2025年8月20日、「香害をなくす議員の会」および「香害をなくす連絡会」による要望に対し、文部科学省より「児童生徒への個別配慮」および「各都道府県教育委員会等への周知」を行う旨の回答が示されました。（※2 b. c.）

また、2024年度に日本臨床環境医学会・環境過敏症分科会および室内環境学会・環境過敏症分科会が、全国約 1 万人の児童生徒を対象に行った「子どもの『香害』および環境過敏症状に関する実態調査」の結果、学校で香害による体調不良を起こしたことがある子どもの割合は約10%、約2%は香害のために不登校傾向にあることが判明しています。（※2 a. d.）

この大規模調査により、学校現場での具体的な対策の必要性が明確化しました。

学校保健安全法・第5条[学校保健計画の策定等]では「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等 及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導の他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」とあります。

第6条には[学校環境衛生基準・平成23年3月に文部科学省にて通知策定された”健康的な学習環境を維持管理するために 一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料―”] があり、文部科学省から要望書回答（※2 c）があり『学校室内空気環境においては”健康的な学習環境を維持管理するために 一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料―” 資料の考え方を学校において適切に取り組みがなされるように周知する』と回答しています。（※2 c 3 a. b.）

香害等による体調不良は本人の努力では回避が難しい「環境要因」による健康障害です。現状を正しく把握し、学習環境の改善を行うことが、すべての子どもたちに公平かつ安心な教育機会を保障することに直結します。

つきましては、香害等により体調不良を訴える児童生徒も、健康を損なうことなく安心して学習を継続できるよう、以下の対策を講じていただくよう強く要望いたします。

【要望事項】

1) 校内で香害および CS の実態調査を行い、教育現場における影響を把握し結果を保護者に共有する（※4 教育委員会実施例あり）

*保健調査票へ項目を追加し保護者への聞き取りやアンケート実態調査の結果を参考に学級編成や座席の配慮等を行う（※6）

2) 教職員・保護者・児童生徒への教育・啓発活動の強化。（※1 a.）

*定期的に行われる校長会や新任教諭研修を通して室内化学物質対策、香害の健康障害を知り、化学物質の室内濃度低減の重要性と正しい知識を更新し室内空気環境改善に務める。

3) 香害の健康影響に関する理解の促進と配慮と呼びかけ (※5)

* 香害ポスターを校内に掲示、保険だより等で無香料の呼びかけ、フレグランスフリー（香料不使用・香害対策）の意識を高めるために学期ごとにeメッセージにて配信し周知を図る

* 校内使用の洗剤や消毒剤、消臭剤などをより化学物質低減効果のある安全性の高い代替品へ切り替える。(※7)

4) 室内空気環境の見える化・換気の徹底、室内化学物質低減を推進する。(※3 a~d)

a.総揮発有機化合物量（以下TVOC）濃度も測定できる**多機能CO2測定器**を各教室に配置し換気の目安とし、学校施設設備改修時には教室換気設備を随時設置する。

b.日常的に子供達がいる時間帯・子供の高さで室内空气中化学物質の測定をする

c.学校環境衛生法P46/47(8)揮発性有機化合物内に示す指針値を超えた時は原因追究する。

5) 化学物質過敏症児童への配慮

a.学校新築・改修工事、校舎内ワックス・体育館ノンワックス施工時について

*** 改修工事等がある旨を早期に伝え対策をとること**

学校管理者および施工管理者におかれましては、施工上の留意点をご確認のうえ**機械換気設備**を取り入れた換気計画、施工計画の立案・方策をする。(※3c.d.)

TVOCを含む室内化学物質濃度を低減を図るための温度環境と十分な養生計画が含まれ、引き渡し前のTVOC室内化学物質濃度測定を必ず行う施工計画の立案・方策をする。

b.化学物質過敏症対応空気清浄機等の設置

c.換気の徹底と換気の良い席への移動

d.別室での指導、オンライン授業など個別の対応

e.スプレー製品（制汗剤,防水スプレー、殺虫剤）等のエアゾールスプレー使用制限

e.化学香水（合成香料）付き整髪料・ハンドクリーム・制汗剤の自粛 etc

6) シックスクール問題対応マニュアルの策定 (※3 a~d, 8)

・上記1)~5)の内容も含み、香料製品使用時の明確なガイドラインを設ける

※＜参考資料リンク集＞

1. a. STOP香害 b. 救急搬送事例



a



b

2. a. 小中 10%、「香害」で体調不良 消費者団体などが対策要望／共同通信

b. 学校における「香害」および化学物質過敏症対策に向けた要望書

c. 学校における『香害』及び化学物質過敏症対策に向けた要望に対する文部科学省からの回答

d. 子供の『香害』と環境過敏症状に関する全国調査中間報告



a



b



c



d

3. a. 学校保健安全法

b. 文部科学省” 健康的な学習環境を維持管理するために” /その1, その2



a



b. その1



b. その2

c. 健康的な学習環境を確保する為に 文部科学省

<https://share.google/aULjeyvMXkQ0phXjx>



c.

d. 学校設備の換気設備に関する調査研究報告 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/04062201.htm



d.

e. 学校施設における化学物質による室内空気汚染防止対策に関する調査報告書 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/03090301.htm



e.

d. 令和7年 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について

<https://share.google/2WWHwlfUZwIJdvOJ>



d.

4. アンケート実施例／兵庫県宝塚市教育委員 a. b.



a.



b.

その他資料は”教育委員会 香害アンケート”にて検索してください。

5. a. 札幌教育委員会香害啓発資料

b. 化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）東京都保健医局 室内環境保健関係

c. 5 省庁香害ポスター d. 愛知県ポスター



a.



b.



c.



d.

6. 沖縄琉球新報「香りで体調悪化」634人 化学物質過敏症で県立中学校調査 「香りで悩む人 いる」県教委が配慮呼びかけ



7. 無香料かつ消臭抗菌成分やマイクロカプセルの使用がない商品



情報元 ナチュラリンク

8. シックススクール問題対策マニュアル

a. 埼玉県 b. 北海道江紋別市 c. 東京都



a.



b.



c.

9.a香害図書館—kogai Library 地方議会・自治体の会議録



a

賛同企業

会社名

代表者

賛同人

住所

氏名

[連絡先]
香害をなくすみんなの会
kougainakusu@gmail.com

学校室内化学物質対策と改修工事等に関する要望書

令和8年4月15日

豊橋市教育委員会 教育委員長 原田 憲一 様

教育部教育政策課 課長 木全 功 様

香害をなくすみんなの会 豊橋

本市におかれましては、日頃より子どもたちが安心して学び、友達や先生方と豊かに係われるよう、ご尽力くださり誠にありがとうございます。

また、令和5年には香害および化学物質過敏症(以下「CS」という)の周知ポスターの各校へ通知、ならびに給食エプロン個人持ちを迅速に実現していただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。

現在、本市では校舎老朽化に伴う学校施設長寿命化計画が進められ、多くの保育園・幼稚園・小中学校において改修工事等が予定されております。教職員および児童生徒の心身の健康を守る観点から「学校室内化学物質対策」について、今後さらにご検討・整備いただくことを望みます。

背景として2000年ごろより室内化学物質による健康被害「シックハウス症候群」が社会問題化し、同時に学校現場においても校舎の新築・改修時に体調を崩す”シックスクール”（学校版シックハウス症候群）が埼玉県、北海道、神奈川県、岩手県、東京都、長野県、滋賀県などで発生しました。

特に北海道の事例では、完成後の検査で当時の基準6物質（指針対象物質）に異常ないと確認されたにもかかわらず、内壁の水性塗装から発生した未規制の揮発性有機化合物により、目・鼻・喉の痛みや頭痛・吐き気を訴える児童・教職員が発生し、このシックスクール症状を契機に、重度の化学物質過敏症を発症したとされる事例も報告されています。

文部科学省はこれらを受け、学校環境衛生基準を改訂し室内化学物質対応指針を通知（平成23年3月）、「健康的な学習環境を維持管理するために~学校における化学物質による健康障

害に関する参考資料〜」（平成24年1月）を策定。その後、平成30年の改訂で”学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践”を更新し揮発性有機化合物（以下VOC）への対応が明記されました。令和3年にはキシレンの基準値を0.20ppmから0.05ppmに見直し改定、令和4年には一酸化炭素の基準上限を10ppmから6ppmに見直し改定されました。

本市における室内化学物質対策は、文部科学省の「学校環境衛生管理マニュアル」に基づき実施されているとのこと。しかしながら、同マニュアル内『健康的な学習環境を維持管理するために〜学校における化学物質による健康障害に関する参考資料〜』に基づいた対応は限定的であり、未規制VOCへの対応”総揮発性有機化合物（以下TVOC）測定”、事前周知や症状発生時等の具体的対応手順については十分に示されているとは言い難い側面があります。

他自治体では予防原則の観点から「シックスクール問題対応マニュアル」等を策定し、独自に測定項目の拡充や事前周知の明確化等を実施している例もあります。（参照⑤・⑥）

近年、人工化学物質により日常生活に支障をきたす「新しいシックスクール」とも言われる”香害”による健康影響についても社会的関心が高まっております。（参照A）

本市におかれましても、子どもたちの健康を最優先とする視点から、国基準を補完する独自の対応指針の検討が望まれます。他自治体の事例を参考にしながら、「香害および化学物質過敏症の要望書」の内容も踏まえた「室内化学物質対策および学校改修工事等対策」の対応指針について策定し、関係各所へのご周知・ご指導を迅速に執り行う事が急務であると考へ、下記の要望事項についての対応をお願い申し上げます。

<要望事項>

1) 学校新築・改修工事等における「学校環境衛生管理マニュアル」・「健康的な学習環境を確保する為に〜学校における化学物質による健康障害に関する参考資料〜」に基づく対応指針について、改めてご確認・ご対応をお願い申し上げます。（参照①②③④⑦）

2) 本市における”室内化学物質対策等”の予防対応指針を「香害およびCSの要望書」内容と以下(a.b.c.d.e.f)を含め作成いただくと共に、学校改修工事施工請負企業ならびに市内保育園・幼稚園・小中学校教育関係者への周知、理解促進を図り健康障害が発生しないように予防に向けた方策をお願い申し上げます。（参照①②③④⑤⑥）

a.学校管理者および施工管理者におかれましては、**施工上の留意点を確実にご確認**のうえ**機械換気設備を取り入れた換気計画、施工計画の立案・方策**をお願い申し上げます。（参照⑦⑧）

b.学校新築改修工事、校舎内ワックス、体育館フロアメンテナンスにおける施工等において**TVOCを含む室内化学物質濃度の低減**を図るために**温度環境**と十分な養生計画が含まれ、引き渡し前は**TVOC室内化学物質濃度測定**を必ず行い**機械換気設備を取り入れた換気・施工計画の立案・方策**をお願い申し上げます。（参照⑦⑧⑨）

c.教育委員会におかれましては**労働安全衛生法及び有機溶剤中毒予防規則の遵守状況**について、施工管理者と**有機溶剤作業責任者の配置確認**をし、安全に施工できる環境であることを確認を連携をお願い申し上げます。（参照⑩）

d.F☆☆☆☆表示はホルムアルデヒド放散量が最も少ない基準を示すもので、ホルムアルデヒド以外は対象外であり室内化学物質濃度指針値13物質、そして未規制VOCへの配慮も重要とされています。未規制VOC発生予防のため**TVOC測定検査**を実施し、室内空気環境の安全確認をお願い申し上げます。（参照事例①② 参照⑦⑧⑨）

e.工事施工過程において、有害性のある化学物質を軽減できるシックハウス対策の材料等を使用してVOC濃度指針13物質の低減、未規制TVOCの低減を行う施工計画を検討いただけますようお願い申し上げます。（参照⑧）

f.令和7年室内空气中化学物質の測定マニュアルに基づく測定実施についても適切な運用をお願い申し上げます。（参照⑨）

予防策の策定

1) 学校における「香害」および『化学物質過敏症対策』も含めた”シックスクール問題対策マニュアル”を作成し、学校改修工事施工請負企業・市内保育園・幼稚園・小中学校教育関係者へ研修を実施し、理解促進を図り健康障害が発生しないように予防に努めてください。（参照⑤⑥）

結びに

子どもたちが心身ともに健やかに過ごし、安心して学ぶことのできる環境づくりは、市と市民がともに大切にしていくべき課題であると考えております。今後とも協働のもと、より良い環境整備対応を迅速に進められますことを切に願っております。

何卒ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

< 参照資料 >

- ①a.健康的な学習環境を維持管理するために 一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料ー 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2012/02/20/1315519_01.pdf



a. その1



a. その2

- b.科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアルー 厚生労働省

<https://share.google/CYUUnkIq8zUEToBpn>



- ②文部科学省 学校環境衛生管理マニュアル

<https://share.google/SAy73reBqqVrs8pGd>



- ③令和3年 学校環境衛生基準の一部改定

<https://share.google/EW7hWA2wMEn6FM9Xb>



- ④令和4年 学校環境衛生基準の一部改正

<https://share.google/M5fnG9QXkWc1DIa4p>



⑤a.埼玉県シックスクールマニュアル

<https://share.google/scQeOl4r9MR6QoDrs>

b.都立高校における室内化学物質対策の手引き

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/guide_r4

c.学校施設整備時におけるシックスクール対策ポイント



a.



b.



c.

⑥a.北海道江紋別

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/uploaded/attachment/59570.pdf>

b.調布市

<https://www.city.chofu.lg.jp/documents/1432/hg.pdf>



a.



b.

⑦a.健康的な学習環境を確保する為に 文部科学省

<https://share.google/aULjeyvMXkQ0phXjx>



a.

c.学校設備の換気設備に関する調査研究報告 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/04062201.htm



c.

d.学校施設における化学物質による室内空気汚染防止対策に関する調査報告書 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/03090301.htm



d.

⑧有害性のある化学物質を軽減できるシックハウス対策資材・施工

a.EMスーパーセラ蘇生C <https://www.em-seikatsu.co.jp/products/detail/368>

b.エコパラダイス溶液 <https://www.ecoparadise.com/method.html>



a.



b.

c.ヘルスブライト施工企業 株式会社 インフォファーム

<https://www.healthbright.jp/>



c.

d.パパロンカンパーナCS住宅研究所

<https://pajarocampana.main.jp/>



d.

e.環境アレルギーアドバイザー・空気環境アドバイザー

FFC免疫加工施工企業（株）パリッシュホームサービス

<https://top.polishhomeservice.net/>



e.

f.FFC免疫加工 <https://www.immzero.com/immune.html>



f.

⑨令和7年 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について

<https://share.google/2WWHwlfUZwlJdvOJ>



⑩有機溶剤を正しく使いましょう

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120815-1.html>



A.

a.STOP香害 b.救急搬送事例



a



b

c.小中 10%、「香害」で体調不良 消費者団体などが対策要望／共同通信

d.学校における「香害」および化学物質過敏症対策に向けた要望書

e.学校における『香害』及び化学物質過敏症対策に向けた要望に対する文部科学省からの回答

f.子供の『香害』と環境過敏症状に関する全国調査中間報告



c



d



e



f

<参照事例>

①北海道 シックハウス症候群

No.1427 新築小学校におけるシックハウス症候群の発症 – <https://share.google/iCic85Jfy5FxJPRXI>



②校舎改装でVOC被害: 高濃度の揮発性有機化合物/ 東京

<https://share.google/7alQzaj3GToLsIdI>



賛同企業

会社名

株式会社 パリッシュホームサービス

環境アレルギーアドバイザー・空気環境アドバイザー

代表者氏名

賛同人

住所

氏名

・

・

・

[連絡先]

香害をなくすみんなの会

kougainakusu@gmail.com

<https://kougaiwonakusuminnanokai.netlify.app>